

2020 年 2 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

茨城県土浦市御町 2 丁目 3 番 3 0 号
株式会社 J Mホールディングス
代表取締役社長 境 正 博

茨城県土浦市御町 2 丁目 3 番 3 0 号
株式会社ジャパンミート
代表取締役社長 坂 本 智 幸

株式会社 J Mホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社ジャパンミート（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で、2019 年 9 月 20 日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 2 月 1 日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が、吸収分割会社が営む一切の事業（ただし、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ経営に関する事業を除く。）を承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に関し、会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 1 8 9 条各号に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 1 8 9 条第 1 号）
2020 年 2 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 7 8 4 条の 2、第 7 8 5 条、第 7 8 7 条、及び第 7 8 9 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 1 8 9 条第 2 号）
 - （1）吸収分割会社における株主の差止請求
株主から、会社法第 7 8 4 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。
 - （2）反対株主の株式買取請求
吸収分割会社は、2019 年 11 月 1 日に株主に対して、会社法第 7 8 5 条第 4 項の公告をしましたが、株主から会社法第 7 8 5 条第 1 項の規定による株式買取請求はありませんでした。
 - （3）新株予約権買取請求
吸収分割会社は、会社法第 7 8 7 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継される債務について併存的債務引受けを行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条、及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

株主から、会社法第796条の2の規定による差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第796条第1項本文に従い、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同社の発行済株式の全てを所有する吸収分割会社も株式の買取請求を行っておりません。

(3) 債権者の保護

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項に従い、2019年11月1日付官報により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間までに債権者から異議の申し出はありませんでした。なお、吸収分割承継会社は、2020年2月1日まで事業を行っていなかったため、債権者が存在せず、知れたる債権者に向けた格別の催告はしていません。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、2020年2月1日付で、吸収分割会社から本件吸収分割契約に定められた権利義務等を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2020年2月3日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上